

医療法人 公仁会 轟グループホーム事業運営規程

（ 規定の趣旨 ）

この規程は、医療法人公仁会が開設する轟グループホーム認知症対応型および介護予防認知症対応型共同生活事業所（以下「グループホーム」という）が実施する指定認知症対応型および介護予防認知症対応型共同生活介護もしくは、短時間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（ 事業の目的 ）

第1条 当事業所を利用する要介護者および要支援者であって認知症の状態にある者（以下「利用者」という）の心身の状況により、または、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を計るために、家庭的な環境のもとで、可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活が営めるように、グループホームによるサービスを提供する。

（ 事業の運営方針 ）

第2条 グループホームを実施するにあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立の支援と日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の不安解消ならびに、家族の心身の負担軽減に努める。また、居宅介護支援事業者・協力医療機関等及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスを提供する。

（ 事業所の名称等 ）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人公仁会 轟グループホーム
- (2) 所在地 長野県須坂市大字須坂170番地

（ 従事者の職種及び員数 ）

第4条 グループホームに勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 常勤 1 名
- (2) 計画作成者 常勤 2名以上
- (3) 介 護 職 員 常勤・非常勤 7名以上

（ 職務内容 ）

第5条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 職員の管理及び業務の管理・運営を行うものとする。
- (2) 計画作成者 グループホーム介護計画の作成を行うものとする。
- (3) 介 護 職 員 利用者の日常生活の介護及び相談援助

（ 認知症対応型および介護予防認知症対応型共同生活介護の内容 ）

第6条 グループホームは、利用者が共同生活を送る住居において、その有する能力に

応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者の家族と連携を図りながら、次のサービスの提供を行う。

- (1) 利用者個々の残存機能・能力を十分に活用した共同生活
- (2) 入浴・排泄・食事等の日常生活上必要の介助
- (3) 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練
- (4) 常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な処置
- (5) 適宜に、利用者のためのレクリエーションの実施
- (6) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または家族に対し、相談等精神的ケア
- (7) その他の利用者の生活向上のために必要な援助

(短期利用共同生活介護の内容)

第7条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室を利用し、短期利用共同生活介護サービスの提供をする。

- (1) 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- (2) 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- (3) 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に沿いサービスを提供する。
- (4) 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。
- (5) 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得た上で、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- (6) サービス内容はグループホーム運営規程に準ずる。

(利用定員)

第8条 グループホーム事業の定員は18名とする。

(利用料その他の費用)

第9条 利用料は、次のとおりとする。

- (1) 労働厚生大臣が定める告示上の金額 (利用者の一割負担分)
- (2) 利用者の食材費 (1日1,090円 朝310円・昼380円・夕400円おやつ代含む)
- (3) 理美容代、おむつ代及び日常生活上の通常必要となる費用で利用者負担が適当と認められるもの。(実費)
- (4) グループホームを利用する場合は家賃1ヵ月 47,200円 (月の途中での入退居の場合は日割り計算とする。) また、短期利用共同生活介護を利用する場合は家賃1日1,580円
- (5) グループホームを利用する場合は水道光熱費1ヶ月 18,900円

短期利用共同生活介護を利用する場合は水道光熱費 1 日 630 円

- (6) 前項のサービス提供にあたって、あらかじめ利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用の説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(利用申込)

第 10 条 グループホームまたは短期利用共同生活介護の提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者に対し、面接を行い、利用申込者またはその家族に対し、この運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 2 利用する利用者については、心身の状況・個性・境遇・経歴・趣味・嗜好その他の身上調査及び健康診査を行い、これを記録保存しておくものとする。
- 3 利用をする利用者の衣類その他所持金品を確認するとともに、衛生上必要な処置をとらなければならない。

(グループホーム及び短期利用共同生活介護サービス利用にあたっての留意事項)

— 別紙 1・2 を参照

第 11 条 グループホーム及び短期利用共同生活介護サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、普段の生活の延長と考え、楽な気持ちで利用し、管理者・職員・利用者相互間の信頼、助け合いで仲良く暮らすようにする。
- (2) 日常生活上の用件や身体の具合等について気兼ねなく管理者・職員に伝えるようにする。
- (3) その他の利用上注意事項は、重要事項説明書等の定めとする。

(面会)

第 12 条 外来者が、利用者と面会しようとするときは、所定の面会簿に氏名その他の事項を記載しなければならない。

(外出・外泊)

第 13 条 利用者が外出または外泊しようとするときは、予め日時、用務、行先及び付添い人等を記入した届け書により、管理者に了承を得るものとする。

(利用拒否)

第 14 条 管理者は、利用申込者が、次の各号に該当するときは、利用を拒否出来るものとする。この場合、管理者は必要に応じ、関係市町村または当該利用者に係る居宅介護支援事業者等と密接な連携に努めるものとする。

- (1) 伝染性疾患を有するとき
- (2) 疾病が重度であって、利用が不可能と認められるとき
- (3) 著しく共同生活を乱す恐れがあるとき
- (4) その他利用を不相当と認める正当な理由があるとき

(身元引受人)

第 15 条 利用が決定した者は、利用の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で事業者と契約を締結するものとする。但し、社会通念上身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。

(退所)

第 16 条 管理者は次の場合、関係市町村または当該利用者に係る居宅支援事業者等と密接な連携を図って、利用者を退所させることが出来る。

- (1) 利用者から退所の申し出があったとき
- (2) 利用者が無断で退所し、復帰の意志がないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し、復帰の目処がたたないとき
- (4) 利用者が第 14 条の状態になったと認められるとき

(緊急時における対応方法)

第 17 条 緊急時における対応方法は、次のとおりとする。

- (1) 緊急時の対応は勤務者が迅速に管理者ならびに家族・身元引受人に連絡する
- (2) 利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに協力医師若しくは各利用者のかかりつけ医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする
- (3) 協力機関は、次のとおりとする
医療法人公仁会轟病院

(非常災害対策)

第 18 条 非常災害対策は、次のとおりとする。

- (1) 須坂消防署の指導・助言により、防災訓練（年 2 回）を実施する。なお、消防署の指導により防火責任者を置くものとする
- (2) 災害時の連絡体制及び地元消防支部の指導により地域住民との協力体制の確立に努めるものとする

(事故発生時の対応)

第 19 条 利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な処置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って対応し、損害賠償を行うものとする。

(苦情処理) — 別紙 3 参照

第 20 条 提供した生活介護等に係る利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するために、次の処理を執るものとする。

- (1) 日頃から必要な記録を整理しておく。
- (2) 利用者からの苦情、申し出には誠意を持って対応する。
- (3) 苦情の内容等を記録し、管理者に報告する。
- (4) 必要により、苦情処理委員会を開催する。

(高齢者施設虐待防止対策)

第 21 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(サービス提供の記録)

第 22 条 生活介護を提供した際には、提供日および内容等必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条 従業員の質的向上を図るため、次の研修等を行うものとする。

- (1) 採用時研修、採用後一ヵ月以内
- (2) 既存グループホーム等の実地研修 年 1 回
- (3) 行政および福祉団体等が行う認知症対応等の研修・講演会等への参加
- (4) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する
- (5) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする
- (6) この規程に定める事項外の運営に関する重要事項は、医療法人公仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする
- (7) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 9 7 条第 7 項に定める「指定認知症対応型共同生活介護」の質の評価の一環として行われるサービスの質の外部評価（第三者評価）を適切な時期に受け、結果を公表する

附 則

この規程は平成 1 5 年 2 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この規程は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この規程は平成 1 7 年 6 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この規程は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行し、適用する。